

第 86 号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

<目次>		ページ
1	改正する条例	P2
2	背景	P2
3	改正内容	P3～4
4	施行期日	P5
5	新旧対照表	P6～12

総 務 部

令和 6 年 9 月

1 改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

2 背景

- 職員が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事した場合に特殊勤務手当を支給している。
- 現在の本市における災害時の作業に伴う特殊勤務手当は、災害発生現場等における巡回監視、応急作業、災害警備又は遭難救助に従事したときの作業に限定されている。
- 本年1月に発生した令和6年能登半島地震を受け、地方公共団体職員が従事している避難所運営業務、罹災証明に係る家屋調査等の現場業務に関しても特殊勤務手当の支給対象業務に該当しうるとの見解が国から示されたことを踏まえ、本市の支給対象業務を見直そうとするもの。
- また、国家公務員の災害時の作業に伴う特殊勤務手当では、危険度に応じて加算措置が取られていることから、本市においても同様の措置を講じようとするもの。

3 改正内容

- (1) 災害時の作業に伴う特殊勤務手当（荒天時作業手当）の見直し（第2条、第6条、第13条、第14条関係）
- ア 荒天時作業手当の名称を国と同じ「災害応急作業等手当」に改める。
- イ 国の技術的助言を踏まえ、災害救助法が適用された区域内で避難所の運営業務、罹災証明に係る家屋調査、被災者の健康管理に係る支援などの作業に従事した職員に対し、1日につき1,080円を支給できるよう対象業務を拡大するとともに、国に準じた加算措置を行う。

改正後（災害応急作業等手当）		改正前（荒天時作業手当）		
支給要件等	手当額	支給要件等	手当額	
(1) 改正前と同じ	710円/日	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止されている道路、港湾施設等において行う巡回監視の作業に従事したとき（4時間未満：60/100）	710円/日	
(2) 改正前と同じ	1,080円/日	(2) 上記現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき（4時間未満：60/100）	1,080円/日	
(3) 改正前と同じ	840円/日	(3) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助に従事したとき	840円/日	
(4) <u>災害救助法が適用された災害発生区域において行う避難所の運営、罹災証明に係る家屋調査その他市長が適当と認める作業に従事したとき（4時間未満：60/100）</u>	1,080円/日	（新設）		
(5) <u>災害救助法が適用された区域における(1)及び(3)の作業に従事したとき（(1)は4時間未満：60/100）</u>	1,080円/日			
加算措置 （※1）	作業が日没時から日出時までの間において行われた場合		50/100加算	
	作業が著しく危険であると市長が認める場合（※2）		100/100加算	
	市長が著しく危険であると認める区域（※3）で従事する作業が行われた場合		100/100加算	

※1 同一の日において2以上に該当するときは、最も高い額

※2 人命救助の作業であって、当該作業に従事する職員の生命に重大な危険が及ぶおそれのあるもの

※3 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、水防法、消防法等により立入禁止又は退去を命ぜられた区域

※4 加算措置に伴い、同手当が支給される場合に「夜間特殊業務手当」を支給しない

(2) 夜間看護等手当の一部廃止（第11条関係）

夜間看護等手当の一部の業務については、平成24年に病院局が地方独立行政法人化（地方独立行政法人長崎市立病院機構）された際に、正規の勤務時間に行われる夜勤業務がなくなったことに伴い、同手当の支給要件等を一部廃止するもの。

改正後		改正前		
支給要件等	手当額	支給要件等	手当額	
(廃止)		(1) 病院・診療所に勤務する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	深夜全部	6,800円/回
			4時間以上	3,300円/回
			2～4時間	2,900円/回
			2時間未満	2,000円/回
改正前と同じ	1,620円/回	(2) 医療職給料表の適用を受ける職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）が正規の勤務時間以外の時間において、救急外来等対応のため待機時に呼出しを受けて、1時間以上当該業務に従事したとき	1,620円/回	
(廃止)		(3) 病院・診療所に勤務する看護師又は准看護師が深夜における勤務の交代に伴う通勤を行ったとき（料金等の一部又は全部を本市が負担するタクシー等を利用する場合を除く。）	(通勤距離)片道5Km未満	380円/回
			5Km以上10Km未満	760円/回
			10Km以上	1,140円/回

(3) その他所要の整備

文言の整備をするもの。（第6条関係）

4 施行期日

公布の日。ただし、災害応急作業等手当は、令和6年1月1日以後の勤務について遡及適用する。

令和6年能登半島地震の被災地へ派遣され、次の業務に従事した職員（令和6年1月26日～令和6年3月31日）について、今回の条例改正により、遡及して特殊勤務手当（災害応急作業等手当）を支給する場合の所要額（令和6年9月一般会計補正予算に計上）

新たに対象となる業務	従事者数	日額 ①	日数 ②	加算措置 日数※③ (50/100)	補正額 ①×②+ (①×50/100×③)
避難所の運営	12人	1,080円	54日	33日	76,140円
住家被害の認定調査	10人	1,080円	66日	29日	86,940円
被災者の健康管理・衛生管理等支援	7人	1,080円	35日	16日	46,440円
賃貸型応急住宅に係る業務	3人	1,080円	15日	4日	18,360円
計	32人		170日	82日	227,880円

※日没時から日出時までの間において行われた場合の加算措置

≒ 228千円

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○一般職の職員の給与に関する条例 (平成13年3月27日条例第12号)</p> <p>第1条 [略] (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>災害応急作業等手当</u> (5)～(9) [略]</p> <p>第3条～第5条 [略] (<u>災害応急作業等手当</u>)</p> <p>第6条 <u>災害応急作業等手当</u>は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1) [略] (2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業 (3) <u>災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(以下「適応区域」という。)において行う避難所の運営、罹災証明に係る家屋調査そ</u></p>	<p>○一般職の職員の給与に関する条例 (平成13年3月27日条例第12号)</p> <p>第1条 [略] (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>荒天時作業手当</u> (5)～(9) [略]</p> <p>第3条～第5条 [略] (<u>荒天時作業手当</u>)</p> <p>第6条 <u>荒天時作業手当</u>は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1) [略] (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助 [新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>の他市長が適当と認める作業</u></p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 次に掲げる作業の種類に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 巡回監視の作業 710円 (<u>当該作業が適用区で行われた場合にあっては、1,080円</u>)</p> <p>イ 応急作業等の作業 1,080円</p> <p>(2) 前項第2号の作業 840円 (<u>当該作業が適用区で行われた場合にあっては、1,080円</u>)</p> <p>(3) <u>前項第3号の作業 1,080円</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項各号に掲げる作業の一部又は全部が日没時から日出時までの間において行われた場合</u> <u>前項各号に定める額にその100分の50に</u></p>	<p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 次に掲げる作業の種類に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 巡回監視の作業 710円</p> <p>イ 応急作業等の作業 1,080円</p> <p>(2) 前項第2号の作業 840円</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>相当する額を加算した額</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号の作業又は同項第3号の作業（同項第2号の作業に相当する作業に限る。）が著しく危険であると市長が認める場合 前項第2号又は第3号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</u></p> <p>(3) <u>第1項各号に掲げる作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額</u></p> <p>第7条～第10条 [略]</p> <p>（夜間看護等手当）</p> <p>第11条 <u>夜間看護等手当は、医療職給料表の適用を受ける職員（給与条例第7条の3第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において救急外来等の対応のため待機を命じられ、当該待機を命じられた期間中に呼出しを受けて1時間以上救急医療等の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>[削る]</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第7条～第10条 [略]</p> <p>（夜間看護等手当）</p> <p>第11条 <u>夜間看護等手当は、次に掲げるときに支給する。</u></p> <p>(1) <u>職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は</u></p>

改正後	改正前
<p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1回につき <u>1,620円</u>とする。</p> <p>[削る]</p>	<p><u>全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき。</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表の適用を受ける職員（給与条例第7条の3第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において救急外来等の対応のため待機を命じられ、当該待機を命じられた期間中に呼出しを受けて1時間以上救急医療等の業務に従事したとき。</u></p> <p>(3) <u>看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び給与条例第10条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交代に伴う通勤を行つたとき（料金等の一部又は全部を本市が負担するタクシー等を利用するときを除く。）。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1回につき、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に規定する場合 次に掲げる場合に</u></p>

改正後	改正前
<p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>第12条 [略] (併給禁止)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 職員が2以上の特殊勤務手当の支給要件に該当す</p>	<p>応じ、次に掲げる額</p> <p><u>ア 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合</u> <u>6,800円</u></p> <p><u>イ 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合</u> <u>次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合</u> 3,300円</p> <p><u>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合</u> 2,900円</p> <p><u>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合</u> 2,000円</p> <p><u>(2) 前項第2号に規定する場合</u> 1,620円</p> <p><u>(3) 前項第3号に規定する場合</u> 通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。)の区分に応じ、1,140円を超えない範囲内で市長が定める額</p> <p>第12条 [略] (併給禁止)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 職員が2以上の特殊勤務手当の支給要件に該当す</p>

改正後	改正前
<p>る勤務（作業、業務等を含む。以下同じ。）に従事したときは、これらの特殊勤務手当のうち次に掲げるものは支給しない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>災害応急作業等手当</u>が支給される場合における<u>道路上作業手当又は夜間特殊業務手当</u> （支給制限）</p> <p>第14条 次に掲げる特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>災害応急作業等手当</u>（第6条第1項第1号の作業又は同項第3号の作業（同項第2号の作業に相当する作業を除く。）に係るものに限る。）</p> <p>第15条 〔略〕</p>	<p>る勤務（作業、業務等を含む。以下同じ。）に従事したときは、これらの特殊勤務手当のうち次に掲げるものは支給しない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>荒天時作業手当</u>が支給される場合における道路上作業手当 （支給制限）</p> <p>第14条 次に掲げる特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>荒天時作業手当</u>（第6条第1項第1号の作業に係るものに限る。）</p> <p>第15条 〔略〕</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="331 188 450 225">附 則</p> <p data-bbox="271 240 488 277">(施行期日)</p> <p data-bbox="226 304 949 341">1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="271 368 488 405">(経過措置)</p> <p data-bbox="226 432 1099 469">2 改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する</p> <hr/> <p data-bbox="248 507 1133 544">条例の規定(第11条の規定を除く。)は、令和6年</p> <p data-bbox="248 571 1133 608">1月1日以後の勤務について適用し、同日前の勤務</p> <p data-bbox="248 635 869 671">については、なお従前の例による。</p>	